

韓国「和解・癒やし財団」の解散方針の表明並びに
竹島への上陸計画及び周辺海域における海洋調査船の航行等に対する非難決議

平成30年11月22日
自由民主党
外交部会
外交調査会
国際協力調査会
領土に関する特別委員会
日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会

昨日、韓国政府は、「和解・癒やし財団」を一方的に解散する方針を表明した。同財団は、「慰安婦問題」の最終的かつ不可逆的な解決を確認した日韓両国政府間の合意に基づき設置されたものであり、わが国は同財団への10億円の拠出をはじめ、全ての合意事項を誠実に履行したにもかかわらず、韓国政府の合意履行を巡る一連の経緯及び今般の方針表明は極めて不誠実であり、断じて容認できない。

先月30日には、戦時中の朝鮮半島出身労働者を原告とする訴訟の判決において、韓国大法院は、日韓両国間及び国民、法人の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決することを確認した日韓請求権協定に反し、被告の新日鐵住金株式会社に損害賠償を命じたばかりであり、国際法及び国際約束の遵守に対する韓国の姿勢には、強い不信の念を抱かざるを得ない。

加えて、先月22日、わが国固有の領土である竹島に韓国国会議員が上陸を強行したが、昨日には、再び与野党国会議員が来週中の上陸を計画していることが報じられた。今月15日には、竹島周辺のわが国領海内を韓国の海洋調査船が航行し、わが国の事前の同意なく海洋調査を行った疑いも生じており、これ以上のわが国権益への侵害と挑発は、断固阻止しなければならない。

自由民主党外交部会、外交調査会、国際協力調査会、領土に関する特別委員会、日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会は、韓国による度重なる国際法及び国際約束の違反、わが国固有の領土や権益への許し難い侵害に対して、最も強い憤りを表明して非難するとともに、日本政府に対して、以下の措置を迅速に実行することを求める。

1. 韓国政府に対し、「和解・癒やし財団」の解散方針の撤回をはじめ、日韓両国政府間の合意の全ての誠実な履行を要求すること。また、戦時中の朝鮮半島出身労働者を原告とする訴訟に関し、先般の韓国大法院判決に伴う国際法違反の状態を直ちに是正することは勿論、三菱重工業株式会社を被告とする同種の訴訟の判決が月内に控えていることを踏まえ、国際社会とも連携しつつ、韓国に対し国際法の遵守を強く求めること。
2. わが国固有の領土への上陸、周辺海域のわが国権益を侵害する一切の活動に関し、事後の抗議や遺憾の意の表明で終わることなく、日頃から周辺国の動向に関する情報収集（関連予算・国際論文・国際学会対応等）に努め、予兆の察知及び事前の阻止に全力を挙げる。また、海洋調査に関する事前通報の枠組みに関して周辺国との協議を開始すること。これらの施策の具現化のため、外務省及び関係省庁で連携して、政府部内にプロジェクトチームを設置し、必要な対応策を検討・実行すること。